

第 37 回練馬まつり 出展団体募集要項

「第 37 回練馬まつり」に出展を希望される団体の皆さまは、この「出展団体募集要項」をよくお読みいただき、内容をご確認の上ご応募ください。

◎練馬まつりの概要

1 開催日時

平成 26 年 10 月 19 日（日） 午前 10 時～午後 4 時

2 会場

としまえん（練馬区向山 3 - 2 5 - 1）

3 主催

練馬まつり推進協議会

4 練馬まつりのホームページ

<http://nerima-matsuri.com/>

※昨年と開催場所・一部内容を変更していますので、

本要項をご確認の上、お申し込みください。

目 次

I.	昨年との変更点	・ ・ ・ ・ ・	P. 3
II.	出展申込みについて	・ ・ ・ ・ ・	P. 4
III.	出展料金・区画等	・ ・ ・ ・ ・	P. 6
IV.	搬入・搬出について	・ ・ ・ ・ ・	P. 8
V.	注意事項	・ ・ ・ ・ ・	P. 8
VI.	ごみ処理、会場内での宣伝・PR など	・ ・ ・ ・ ・	P. 9
VII.	飲食を提供する団体へ	・ ・ ・ ・ ・	P. 10
VIII.	電源・電気器具を使用する団体へ	・ ・ ・ ・ ・	P. 11
IX.	熱源（火力・電熱・その他）を使用する団体へ	・ ・ ・	P. 11
資料	取扱のできる調理品目リスト、食品表示について	・ ・	P. 12

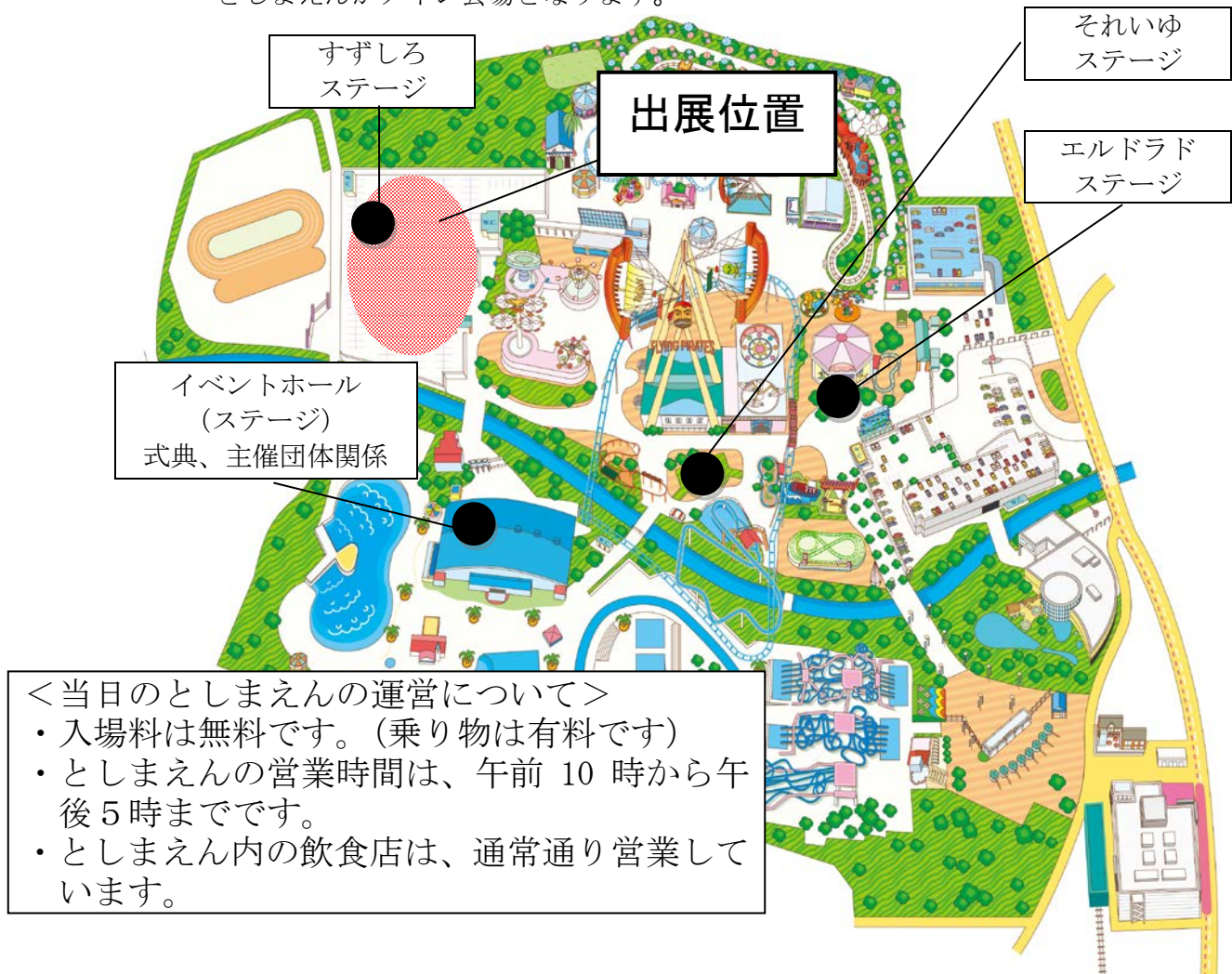
◎ 募集開始から本番までの主なスケジュール

6月11日（水）～	募集・応募申込受付開始
18日（水）午後7時～	参加希望団体向け説明会（任意） （於：練馬区役所本庁舎20階交流会場）
7月15日（火）	応募締切
8月中旬	出展承認証発送
8月22日（金）	参加料金振込期限
9月8日（月）午後7時～	出展参加団体説明会 （於：練馬区役所本庁舎アトリウム地下多目的会議室）
10月19日（日）	練馬まつり当日

I. 昨年との変更点

1 メイン会場の変更について

としまえんがメイン会場となります。



2 開催時間について

午前 10 時～午後 4 時 (昨年より終了時刻が 30 分繰下げ)

3 出展説明会の開催について

出展希望団体を対象に事前説明会を行います。(参加は任意です)

日時：平成 26 年 6 月 18 日 (水) 午後 7 時～

会場：練馬区役所 本庁舎 20 階 交流会場

4 同時開催のイベント

健康フェスティバル (昨年度会場：開神第二中学校)、ねりま・エコスタイルフェア (昨年度会場：南町小学校) は「としまえん」で開催します。また昨年 11 月に開催していた練馬アニメカーニバルは、10 月 18 日 (土)、19 日 (日) に練馬文化センター、平成つつじ公園などで開催します。

II. 出展申し込みについて

1 申し込み先（郵送でお申し込みください。）

(1) 出展申込書送付先

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1

練馬区商工観光課まつり係内 練馬まつり事務局

(2) 申し込み受付期間

平成 26 年 6 月 11 日(水)～7 月 15 日(火) (必着)

2 お問合せ先

練馬まつり事務局 TEL 03-5776-2818 FAX 03-5776-2842
mail furusatonerima@ohwada-gumi.co.jp
受付時間 午前 10 時～午後 6 時

3 応募できる団体

練馬まつりの出展参加に応募できるのは、次の条件を満たす団体となります。
応募前にご確認をお願いします。

- (1) 参加資格の①～⑦（6 ページの参加区分・資格等の表）のいずれかに該当する団体
- (2) その他、本要項に定める内容に同意し、出展申込書ほか指定の必要書類を提出できる団体
- (3) 東京都暴力団排除条例および練馬区暴力団排除条例（以下「暴力団排除条例」という。）の趣旨に賛同し、取り組みに協力できる団体

4 申し込み方法および必要書類

この募集要項の内容にご同意の上で、下記の必要書類を受付期間に申し込み先へ郵送してください。（FAX でのお申し込みは受けません）

- (1) 出展申込書
- (2) 団体の紹介文（200 文字程度）またはリーフレットやチラシ等の団体の活動がわかるもの
※ 提出いただいた資料で団体の活動状況や所在の確認が難しい場合には、団体代表者の身分を証明する書類などの追加資料の提出をお願いすることがあります。
- (3) 従事するスタッフ全員の名簿（氏名・性別・生年月日）
※ 名簿は保険加入の目的以外には使用しません。まつり終了後は速やかに裁断処分いたします。
- (4) 暴力団排除条例の趣旨に基づく誓約書
※ 団体代表者の方が記名、押印し、提出してください。

5 出展申し込みにあたって同意いただく重要事項

- (1) 出展責任者に、団体の構成員でない者を指名するなど、当日の運営を参加団体以外の者が行う「名義貸し」行為をしないでください。

- (2) 出展団体が会場で販売・提供したサービスや商品等に関する苦情・トラブル等は、参加団体の責任で解決してください。また、食中毒や、調理過程、サービス提供中に来場者に対しケガを負わせる等の事故が発生した場合、主催者では一切責任を負いかねます。
- (3) まつり開催中または終了後、出展団体が販売・提供したサービス、商品等に関する苦情等の連絡を主催者が受けたときは、出展申込書に記載された当該団体の代表者または当日責任者の連絡先を、商品・サービスに関する責任者として相手方に提供することがあります。
- (4) 出展申込書の写し、暴力団排除条例の趣旨に基づく誓約書の写しについては、暴力団並びに関係者が関与する団体を排除する目的で、主催者から練馬警察署に提供することがあります。
- (5) 刺青・タトゥー（シール類を含む）をしている方は、としまえんに入園できませんので、該当する方を従事させないようにしてください。
- (6) 主催者、関係機関が、広報・記録のため、写真、動画の撮影をします。また、その撮影した画像、映像を練馬まつりのPRのため、出演者に改めて許可を取らずに使用することがあります。
- (7) 出展団体の参加者は、主催者が一括で契約する保険に加入していただきます。

6 出展の正式承認

出展申込書および必要書類を審査の上、出展を承認した団体には「出展承認証」を送付します。出展承認後は、出展内容を変更することはできません。

- (1) 出展申込書および必要書類を審査の上、資格を満たす団体について出展を承認します。承認は、「出展承認証」の発送をもって通知します。通知は8月中旬発送予定です。
- (2) 資格要件を満たした団体が、予定区画数を上回るときは、申込区分などのバランスを考慮した上で抽選により参加団体を決定します。
- (3) 承認後に要項に定めた項目に違反が認められた時は、承認を取り消します。

7 出展団体説明会

出展を承認された団体の代表者または担当者は、出展団体説明会にできる限り出席してください。

出展に必要な関係資料、その他資料の配布と、当日の注意事項の説明を行ないます。詳しいご案内は承認通知に同封いたします。

【開催予定日時・会場（変更になる場合があります）】

日時

平成26年9月8日（月曜日）午後7時

会場

練馬区役所 本庁舎アトリウム地下多目的会議室

Ⅲ. 出展料金、区画等

1 出展料金

下表の1～3の合計額です。

番号	項目	説明
1	基本料金	下表「2 参加区分・資格等」に記載されている基本料金を参照してください。
2	追加料金	次頁「3 基本料金に追加費用が発生する項目」を参照してください。
3	保険料	まつり参加者（当日参加者）に加入していただく保険です。 @100×従事者数で計算される額となります。 保険の内容は、後日案内します。

2 参加区分・資格等

練馬まつりで募集する出展区分や内容資格は下表①～⑦のとおりです。

	区分	内容	資格	テントの大きさ・備品	基本料金	
①	飲食	会場での調理の有無を問わず、全ての飲食物の販売	区内に拠点を置いて活動する、区民団体、任意団体、サークル等	小テント 2,700×3,600mm 机2卓、椅子4脚 駐車許可証（1台まで）	25,000円	
②	物販・展示	飲食物以外の販売、日々の活動内容の展示			20,000円	
③	地方物産	地方自治体等の観光PR、物産の販売	練馬区内の拠点の有無に限らず、観光・物産のPR、販売を目的とする団体	大テント 3,600×5,400mm 机4卓、椅子8脚 駐車許可証（2台まで）	50,000円	
④	企業等PR	会場内でのPR、販売促進活動等 ※パンフレットに広告が掲載されます。	練馬まつり開催に協力・協賛する企業等		100,000円	
⑤	福祉展示PR	障害者福祉団体による日々の活動内容の展示・PR (販売活動不可)	区内に拠点を置いて活動する心身障害者福祉団体	小テント 2,700×3,600mm 机2卓、椅子4脚 駐車許可証（1台まで）	6,000円	
⑥	福祉体験教室	障害者福祉団体によるハンディキャップ体験、学習プログラム（販売活動不可）			大テント 3,600×5,400mm 机4卓、椅子8脚 駐車許可証（2台まで）	0円
⑦	子供向け体験教室	子ども（小学生年代）向け参加・体験型事業の実施 (販売活動不可)			区内に拠点を置いて活動する区民団体、サークルなど	0円

3 出展料金に追加で費用が発生する項目

	内容	金額	備考
①	角地指定（飲食出展）	3,000 円	希望多数の場合は抽選
②	角地指定（物販）	2,000 円	
③	角地指定（障害者福祉団体展示 P R）	1,000 円	
④	机追加	1,000 円	1 脚あたり
⑤	椅子追加	500 円	1 脚あたり
⑥	電源設置（100V、15A、差込口 2 つ）	3,000 円	1 回線あたり
⑦	ゴミ処理手数料シール	1,000 円	1 枚あたり

4 主催者に届け出が必要な持込品目（持込料はかかりません）

	内容
①	ガスボンベ
②	ガスコンロ
③	炭火
④	熱器具（コンロ、電熱、ガス、他）
⑤	酒類提供 A ビールサーバー使用
⑥	酒類提供 B ビールサーバー以外
⑦	竹串・つま楊枝等

5 出展料金のお支払い

- (1) 出展を承認した団体には「出展承認証」とあわせて「出展料金請求書」をお送りします。
- (2) 「出展料金請求書」の金額を記載の期限までにお振込みください。（振込手数料はご負担願います。）

6 出展キャンセルの取扱

参加承認後に、出展団体の都合でキャンセルする場合には、下表のとおり申し出日に応じた所定のキャンセル料をお支払いいただきます。すでに振込済みの場合、所定のキャンセル料および振込手数料を差し引いた後の残額を、指定口座に振込で返還します。

キャンセルの申出日	キャンセル料
振込期限（8月22日）まで	なし
平成26年8月23日から平成26年8月31日まで	出展料の50%
平成26年9月1日から平成26年9月19日まで	出展料の85%
平成26年9月20日以降	出展料の100%

IV. 搬入・搬出について

搬入・搬出について、以下のようにします。

出展場所	19 日	
	搬入	搬出
区民ひろば	7 時～9 時	17 時以降

- (1) 車両の使用は、出展申込書に記載してください。「搬入出証」を発行します。
- (2) 当日搬入出証のない車両は会場に入れません。
- (3) 主催者が用意する駐車場に留置きする車両も申請してください。
「駐車許可証」を発行します。
- (4) 出展団体説明会でお渡しする資料にて、搬入・搬出経路や荷捌き場所などを説明いたします。

V. 注意事項（必ず確認してください）

1 注意事項

- (1) 参加申込書における虚偽記載等を行わないでください。
- (2) 参加内容、活動について主催者、保健所、消防署から指示があった場合、これに従ってください。
- (3) 暴力団排除条例の趣旨に基づく、誓約書記載事項に違反しないでください。
- (4) 出展承認証の譲渡、貸借はできません。また、当日の運営を参加団体以外の者が行う「名義貸し」等の行為は行わないでください。
- (5) 主催者への申し込みと異なる品物・サービスを扱わないでください。
- (6) 参加内容により必要な追加項目申請を行うとともに、必要な安全対策・衛生対策を行ってください。
- (7) 団体構成員として登録していない者を従事させないでください。
- (8) 代表者が当日従事できない場合は、必ず日常駐する当該団体の構成員から当日責任者を指定してください。
- (9) 搬入・搬出に関する規程、時間を守ってください。
- (10) 販売品には税込み価格を表示し、適正な価格で販売してください。
- (11) 衛生対策として、出展テントブース内にエタノール消毒液を常備してください。
- (12) 食品を扱う団体の従事スタッフは、全員キャップ・エプロンを着用してください。
- (13) 指定された出展区画外での販売、呼び込み、チラシ等の配布、展示、商品陳列は行わないでください。
- (14) まつり開始後すぐに取扱品目が品切れになることがないように、仕入数等に留意してください。
- (15) まつり終了後は、区画内の清掃およびごみ拾い等を行ってください。
- (16) ごみは持ち帰ってください。ただし、別途、ごみ処理シールを購入した場合は除きます。
- (17) 使い終わり又は余った燃料、食材、調味料、氷等を会場内に投棄しないでください。
- (18) 偶発性に頼る遊戯（くじ引き、的あて、輪投げ等）の結果により、異なるサー

- ビス提供・品物が発生する営業形態はできません。
- (19) 金魚すくい、ひよこ、昆虫等生き物を取り扱う販売、遊戯、サービスはできません。
- (20) 会場内に、犬、猫、小鳥等の動物を持ち込むことはできません。
- (21) 会場内、まつり開催期間中（搬入・搬出時を含む）は指定場所以外では禁煙です。
- (22) 台風等の強風・強雨による場合以外の雨天時は、決行を原則とします。各出展団体は雨天時でも対応できるよう準備をしてください。

2 参加承認の取り消し

- (1) 前項の遵守事項および、この要項に定める事項、出展団体説明会の内容に違反した団体の出展承認は、取り消されます。
- (2) 出展承認を取り消された団体は、会場から撤収、退場を命じます。
- (3) 出展承認を取り消された団体、および構成員は、次回以降の練馬まつりへの参加を認めません。違反が後日発覚した場合も同様とします。
- (4) 出展承認を取り消された団体の出展料、保険料などは返還しません。また、いかなる補償も行いません。

VI. ごみ処理、会場内での宣伝・PR など

1 ごみ処理

- (1) まつり終了後は、使用区画内の清掃を行ない、各団体のごみは責任をもって持ち帰ってください。
- (2) ただし、予めゴミ処理シールを申し込んだ団体には、事前にシールを交付します。
シールの貼られているごみは主催者で処分を引き受けますので、区画内にシールが見えるようにまとめておいてください。

2 宣伝・PR活動

区画（テント）内での宣伝・PR活動は、参加団体の責任で行うことができます。チラシを配布する場合は、としまえん内であれば可能です。ただし、以下の項目を守ってください。

1	事前にチラシの見本を主催者に提出してください。
2	配布枚数、配布方法等を書面に記載して、申請してください。
3	他の参加団体や演技団体の迷惑にならないように配布してください。

3 募金活動

- (1) 募金活動は原則禁止です。
- (2) 事前に募金の目的等を申し出て、主催者が許可した場合に限り、割り当て区画内で募金を行うことができます。

(3) 許可を受けた場合であっても、以下の行為は禁止です。

- ・大声での勧誘行為。
- ・商品、サービスの対価として募金を求めること。

4 練馬まつりで禁止する行為

宗教（布教）活動、政治的活動、特定の思想に基づく活動、公序良俗に反する活動およびそれらの活動に付随する組織への勧誘活動、入会促進活動、その他主催者が好ましくないと判断する行為は禁止します。

VII. 飲食を提供する団体

1 食品を取り扱う場合

「行事における臨時出店届」の提出を義務とします。

2 会場で調理する場合

取り扱える調理販売食品は、1団体に付き1品目です。
サーバーを使用した酒類提供も1品目と数えられます。

3 試食

- (1) 生鮮食料品類の試食は禁止です。
- (2) 食品取り扱いを申請した調理販売食品は、小皿等で試食に提供することが可能です。
- (3) 食品取り扱いを申請していない食品を加熱・調理し試食に提供することは禁止です。
- (4) 包装された食品の販売で、包装を解き試食に提供することは禁止です。
- (5) 上記にあてはまらない試食、食品提供については主催者にご相談ください。

4 服装

- (1) 食品を取り扱うすべての店については、スタッフ全員エプロンとキャップを着用してください。
- (2) エプロンとキャップは参加団体の責任でご用意ください。

5 酒類の取り扱い

下記のどちらかの取り扱いのみ可能です（未開栓での酒類販売は認められません）。

- (1) サーバーを利用したビール提供（酒類取扱A）
調理販売食品の1品目として数えます。したがって、他の調理販売食品を同時に取り扱うことはできません。
- (2) ビン・カンを開栓する酒類提供（酒類取扱B）
1団体に缶ビールまたは缶チューハイ1銘柄に限り（他の酒類は禁止）、開栓して提供できます。この提供方法は、食品には数えません。したがって、同時に他の調理販売食品を1品目取り扱うことができます。

VIII. 電源・電気器具を使用する団体

電源および電気器具の不適切な利用、接続方法、容量のオーバー等が原因となる電気系のトラブル事例が報告されています。

電源コンセントの設置を希望する団体には、お申し込み時に別途、使用予定の器具の形状、数量、消費電力量の概算値等を確認させていただく場合があります。1器具につき1回路のお申し込みをお願いします。

たこ足配線等の電気容量を超えた使用は、他の出展団体に迷惑がかかりますので、ご注意ください。

IX. 熱源（火力・電熱・その他）を使用する団体

1 安全対策の徹底のお願い

例年、器具の設置接続方法等に誤りがある事例や、安全対策を講じていない事例が散見されます。細心の安全対策をお願いします。

2 熱源使用時の遵守事項

熱器具の使用、熱量については消防署の安全指導に基づき、参加団体は次の事項を確認・遵守してください。

主催者は、練馬消防署の協力のもと当日査察を実施します。

- (1) 防災・防火についての意識を高く保ち、自己責任で必要な安全対策を講じてください。
- (2) 熱源（火力・電熱・他）使用する団体は、団体の責任においてテント内に消火器を設置してください。
- (3) 熱器具（コンロ・炭火等）を机上で使用する場合は、出展団体の責任で耐火ボード、防風囲い等の安全対策用品を用意してください。
- (4) 電気器具は消費力量等を確認し、必要な容量の電源の回路数を申し込んで下さい。
- (5) ガスホースは新品を使用し、安全バンドで締め、取り付けてください。ガスボンベは転倒しないよう設置場所に固定してください。
- (6) 熱器具（コンロ・炭火等）の三辺には不燃性の囲いを設置し、風対策を講じてください。

3 熱器具等の使用について

電源コンセントの設置、ガスボンベ及びカセットボンベ持込、炭火使用、熱器具（コンロ・その他）の使用については、事前に申請をしてください。

(1) 確認シール

ボンベ、熱器具の持込を申し込まれた団体には、申し込み数分の確認用シールを発行しますので、当日必ずボンベ、熱器具の見える位置に貼ってください。

(2) 炭火使用時の注意事項

使用団体の責任で対策を講じ、煙等で隣接区画に迷惑をかけないように心掛けてください。

資料：取扱いのできる調理品目リスト

- ・ 取扱いのできる調理品目を、練馬区保健所長が定める『練馬区行事における臨時営業等の取扱要綱』に基づいて設定しています。
- ・ この表に記されていない調理品目は取扱いが認められません。
- ・ 調理品目として扱える食品は、1団体につき、1品目です。
- ・ その場で調理をしない食品(加工・包装され、食品シールが貼られた商品)は該当しません。
- ・ 例外的にソフトドリンク 10-1、コーヒー・紅茶 10-2、瓶・缶のビール 11-2、缶チューハイ 11-3は、他の調理品目と合わせて提供することができます。

分類	記号	品名	備考
1類	1-1	焼そば	鉄板で焼く麺類 ※要審査
	1-2	焼うどん	
	1-3	その他の焼き麺※	
2類	2-1	お好み焼き類	鉄板で焼く、粉物系、お好み焼き類 ※要審査
	2-2	チヂミ	
	2-3	その他の粉物※	
3類	3-1	たこ焼き	粉物系ネタを型の鉄板で焼く
	3-2	今川焼	
	3-3	タイ焼き	
4類	4-1	焼き鳥	串刺して、炭火焼、網焼き等 ※要審査
	4-2	焼き魚	
	4-3	その他の串焼き※	
5類	5-1	おでん・煮込み	煮物・汁物系
	5-2	豚汁・けんちん汁	
	5-3	玉こんにゃく	
6類	6-1	イカ焼き・ホタテ焼き	その他の鉄板焼き系 ※要審査
	6-2	ソーセージ焼き	
	6-3	その他の鉄板焼き※	
7類	7-1	唐揚げ	揚げ物系
	7-2	さつま揚げ	
	7-3	ポテトフライ	
8類	8-1	焼き芋	焼きもの・蒸しもの系
	8-2	じゃがバター	
	8-3	焼きトウモロコシ	
9類	9-1	団子・饅頭(焼き・蒸し)	焼き・蒸し スナック類 ※調理方法、取扱いに注意
	9-2	綿菓子※	
	9-3	ポップコーン※	
10類	10-1	ソフトドリンク	喫茶・飲料/ソフトドリンクは、ペットボトル、缶等に入ったもの。コーヒー・紅茶は、事前に作ったものをポットで提供。
	10-2	コーヒー・紅茶	
	10-3	かき氷	
11類	11-1	サーバー・ビール	アルコール類 ※開栓して提供。
	11-2	瓶・缶ビール※	
	11-3	缶チューハイ※	

※＜取り扱いが認められない品目の例＞

- ・ 米を使って調理するもの
ご飯類、おにぎり、チャーハン、リゾット類も不可。
- ・ カレー料理の類
カレーライス、ナン、カレースープも不可。
- ・ パン類を使ったもの
サンドウィッチ類、ホットドッグ類、クレープ類等は不可。
- ・ ケバブは不可。エスニックの料理は原則不可です。詳しくはご相談ください。
- ・ 汁そば等の麺類、スパゲッティ、パスタ類不可。
- ・ 生野菜、生の果物の取扱いは禁止。果物を切って試食に出すことも禁止。
- ・ 包装された食品の包装を解いて試食としての提供は禁止。
- ・ その他、主催者が好ましくないと判断した品目は不可とします。

資料：食品表示について

食品を販売する団体は、必ず取り扱い品目の全種を所定の書式で申請してください。
また、販売する食品には、法令で定められた食品表示を必ず行ってください。

↓ 食品販売表示例

名 称	調味梅干
原材料名	梅、しそ、漬け原材料(食塩、蜂蜜、糖類(砂糖、果糖ブドウ糖液糖、還元水飴)、調味料(アミノ酸等、小麦由来)、甘味料(ステビア)、酸味料、野菜色素、酒精、ビタミン B1
消費期限	27.5.25 15時
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、開封後は冷蔵庫にて保存してください。
製造者	〇〇株式会社 東京都練馬区〇〇町 000

第 37 回練馬まつり 出展申込書 (1/3)

練馬まつり推進協議会 あて

出展団体募集要項に同意の上、下記のとおり出展を申し込みます。

団体名				申込日
	(パンフレットに記載する団体名) ※当日テントに取り付ける名称も同様です。			平成 26 年 月 日
所在地	〒			
代表者名			連絡先	
実務担当者 (書類送付先)	〒			
	氏名			
	電話		FAX	
	携帯電話		メール	
当日責任者	氏名		携帯電話	
出展カテゴリー と希望区画数	<input type="checkbox"/> カテゴリー 1 (飲食)			区画
	<input type="checkbox"/> カテゴリー 2 (物販・展示)			区画
	<input type="checkbox"/> カテゴリー 3 (地方物産)			区画
	<input type="checkbox"/> カテゴリー 4 (企業等 P R)			区画
	<input type="checkbox"/> カテゴリー 5 (福祉展示)			区画
	<input type="checkbox"/> カテゴリー 6 (福祉体験教室)			区画
	<input type="checkbox"/> カテゴリー 7 (子ども向け体験教室)			区画
角地指定 いずれかに丸印	希望する		希望しない	

第 37 回練馬まつり 出展申込書 (2/3) (団体名: _____)

基本料金、追加品目及び申請項目

申し込み内容	項目	申し込み	単価	料金
基本料金	基本料金	区画		= _____ 円
	角地指定	有・無		= _____ 円
追加項目	机 (1m80cm×60cm)	台	1,000 円	= _____ 円
	折りたたみ椅子	脚	500 円	= _____ 円
	電源コンセント (100V15A (差込口 2))	回路	3,000 円	= _____ 円
	ごみ処理シール	枚	1,000 円	= _____ 円
傷害保険料	従事スタッフ人数	名	100 円	= _____ 円
事前申請項目	ガスボンベ	本		
	カセットコンロボンベ	本		
	炭火	式		
	熱器具 (コンロ、電熱、ガス、他)	台		
	酒類提供 ビールサーバー	台		
	酒類提供 ビールサーバー以外	式		
	竹串、つま楊枝などの使用	式		
搬入出車両台数	乗用車 _____ 台、1BOX _____、軽トラック _____ 台 計 _____ 台			
駐車台数	乗用車 _____ 台、1BOX _____、軽トラック _____ 台 計 _____ 台			

誓約書

私は、練馬まつり推進協議会が定めた、出展団体募集要項の規程各項に同意し、第37回練馬まつりに出展参加登録を申し込みます。また、東京都暴力団排除条例および練馬区暴力団排除条例の趣旨に基づいて、下記の事項を誓約いたします。

1. 練馬まつりの主催者および関係者の指示に従い、行事の運営に全面的に協力します。
2. 私及び従事者として登録する団体の構成員は、暴力団員ではありません。善良な区民として練馬まつりに参加し、規程を遵守し、いかなる場合も主催者の指導に従います。
3. 暴力団員を出展承認されたブース内に立ち入らせません。立ち入らせた場合、暴力団員の出展とみなされても異存はありません。
4. 練馬まつりの会場及びその周辺において、粗野又は乱暴な言動をしたり、入れ墨をちらつかせたりするなど主催者や来場者に迷惑をかけ、または不安を与えるような行為はしません。
5. 暴力団に、用心棒代やみかじめ料等、名目の如何を問わず財産上の利益を供与しません。
6. 出展申込みに名義貸し、虚偽の記載その他不正な方法による出展、出展承認証の転貸借等はいたしません。
7. 練馬まつり推進協議会が暴力団を排除することを目的として、警察署から求めがあった場合は、私の情報を提供することについて同意します。
8. 誓約違反が発生した場合は、出展を取りやめ、撤去・退場処分等の参加拒否の措置、追放処分を取られても、一切異議を申し立てません。また、いかなる場合であってもその損害賠償の請求はいたしません。
9. この誓約書の複写を、練馬まつり当日、出展テント内に掲示します。主催者の求めに対し、誓約書が提示できない場合は、出展を取りやめ、撤去・退場処分等の参加拒否の措置、追放処分を取られても、一切異議を申し立てません。

団体名		書類作成日 年 月 日
所在地		連絡先
代表者名 ※自署	【肩書】 ----- 印なきものは無効です	携帯電話番号 ----- メールアドレス

※ この誓約書の複写を取り、必ず、出展テント内に掲示してください。

※ この誓約書の原本を練馬まつり事務局に提出してください。

行事における臨時出店届

練馬区保健所長 殿

出店団体名

出展NO ()

出店者住所

氏 名

電 話

このことについて下記のとおり出店します。

記

- 1 行事名及び行事の期間 名 称 : 第37回練馬まつり
期 間 : 平成26年10月19日 午前10時から午後4時
- 2 行事の主催者 第37回練馬まつり推進協議会
- 3 行事の目的 地域の活性化とふるさと意識の高揚を目的として開催し、「ともに築き 未来へつなく 人とみどりが輝く わがまちねりま」の実現に資する。
- 4 出店場所及び出店期間 場 所 : としまえん (詳細は別紙会場図のとおり)
期 間 : 平成26年10月19日
- 5 主催者の確認 省 略
- 6 取扱食品及び取扱方法

取扱食品	
取扱方法	

記載例

日付は、記入しないでください。 → 年 月 日

行事における臨時出店届

練馬区保健所長 殿

出展の申込と同じ団体の名称を記入。
(団体の下部組織の場合は、上部団体名も記入)

記入不要。
主催者で記入します。

団体所在地(事務所等)を記入。
事務所等がない場合は代表者住所を記入。

出店団体名 ○○○○○○○○会 出展NO ()

出店者住所 → ○○県(都) △△△市□□□町 ○○丁目○○号○○番 ◇◇ビル○○

氏名 会長 練馬 大介

肩書と代表者名を記入。
電話は、代表者の番号を記入。

電話 → □□□□ (□□) □□□□

「行事における臨時出店届」の届出者は「第37回練馬まつり出展申込書」の出展団体代表者と同一人物としてください。

このことについて下記のとおり出店
記

- 1 行事名及び行事の期間 名称：第37回練馬まつり
期間：平成26年10月19日 午前10時から午後4時
- 2 行事の主催者 第37回練馬まつり推進協議会
- 3 行事の目的 地域の活性化とふるさと意識の高揚を目的として開催し、「ともに築き 未来へつなく 人とみどりが輝く
- 4 出店場所及び出店期間 場所：としまえん(詳細) 期間：平成26年10月
- 5 主催者の確認 省略
- 6 取扱食品及び取扱方法

販売したい食品 **すべて** を記入してください。
(記入のない食品の販売は禁止します。)
基本的に、**調理**するものに限っては、
1団体1品目となります。
例：焼きそば・たこ焼→×
※サーバーを使った生ビールも1品目と数えられます。

取扱食品	焼きそば ペットボトルのジュース(○○○ml) 手焼きせんべい○○○○ ○○○の塩干し(○枚組) ○○漬○○○○(○○○g)
取扱方法	<ul style="list-style-type: none"> ・肉、キャベツ、人参等を当日の朝、○○○(場所)できざみ、その他の材料と一緒にクーラーバックに入れて持参し日陰に保存する。ガスコンロを用い、鉄板にて麺、ソース、上記の具をからめ炒める。来場者へは、使い捨て容器と割り箸にて提供する。 ・手焼きせんべい○○○○、○○○の塩干し、○○漬○○○○は、包装容器に入れたまま販売する。

食品の取扱方法は、**仕込み方法・仕込みの場所**(例:営業許可のあるお店等→○、家の台所→×)・**材料の保存方法・調理方法・食器等**できるだけ詳しく記入してください。
前日からの仕込みは禁止です。
食料品を販売する場合も、その品名と取扱方法を必ず記入してください。
試食として提供する物についても、必ず記入してください。
また、**パックや袋など包装された食品**をお売りになる団体は、**必ず商品の表示(賞味期限、製造元等)が貼ってあるもの**をお売りください。
記入のない物の取扱は禁止です。また、記入のない食品を取扱った場合、出展の即時中止と次年度以降の出展を禁止します。ご注意ください。

第 37 回練馬まつり 参加者名簿

記入日：平成 26 年 月 日

団体名	代表者名
	緊急連絡先

※直前でないと名簿が確定できない場合は、暫定の人数をご記入ください

	氏名	性別	生年月日		氏名	性別	生年月日
1				21			
2				22			
3				23			
4				24			
5				25			
6				26			
7				27			
8				28			
9				29			
10				30			
11				31			
12				32			
13				33			
14				34			
15				35			
16				36			
17				37			
18				38			
19				39			
20				40			

練馬まつり事務局 TEL : 03-5776-2818 FAX:03-5776-2842

記入欄が不足する場合は、用紙をコピーしてください。 (NO.)